

令和2年8月12日

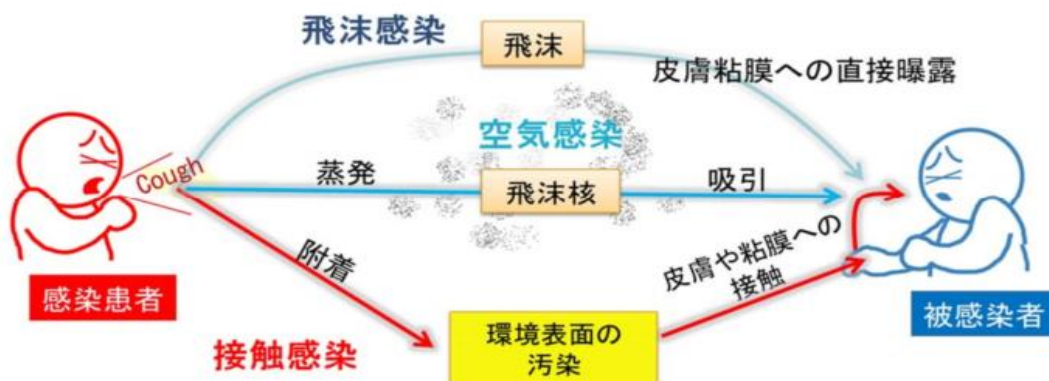
会員各位

公益社団法人奈良県柔道整復師会
会長 川口 貴弘

緊急支援事業補助金について・今一度院内換気について
(お知らせ)

前略失礼いたします。
新型コロナウイルスは変異を繰り返し、新たな型として感染を拡大していると連日の報道でございます。本県におきましてもウイルスの陽性反応者が漸次増えているようですので、先生方におかれましてもより感染予防について十分な対応を励行頂きたく存じます。皆様の送金明細に同封致しましたが奈良県による事業補助として「緊急支援事業補助金」が対策されますので、該当する先生におかれましては是非とも有効にご活用ください。感染防止対策費用として、サーモグラフィーや空気清浄機の購入や売上アップのための設備導入費などが補助の対象となっています。院内換気についてはすでにお知らせしておりますが、暑さの厳しい季節の最中ですから今一度ご参考になさって下さい。
草々

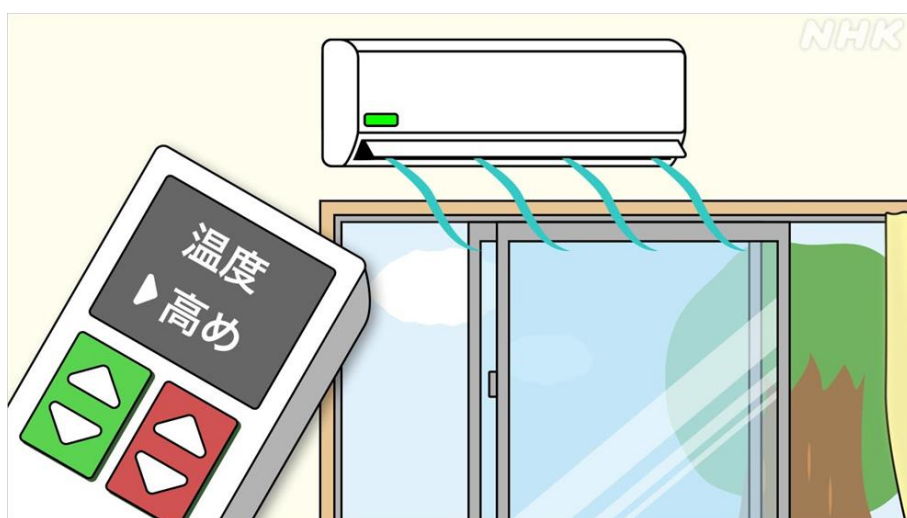
《考えられる感染経路》



((公社) 空気調和・衛生工業会 (一社) 日本建築学会資料より)

《ほとんどのエアコンは換気できない》

ほとんどのエアコンは室内の空気を循環するだけで換気はできません。消費電力を抑えて換気するには、エアコンで消費電力が多くなるのは電源を入れた時なので、使用中のエアコンは電源を切らず、つけたままの状態です。また、外気が入って部屋の温度が上がるとエアコンの消費電力が増えるため、換気の前には温度設定を少し高くしてから窓を開けることが大切です。



《換気について》

私たちの院内換気については、柔道整復師法施行規則で定められた「施術室は、室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。」が基本です。その上で、新型コロナウイルス感染予防となる換気について励行ください。

厚生労働省の資料によれば、ビル管理法における空気環境の調整に関する基準に適合している場合は、換気が悪い空間にはあてはまらない。とされています。ですが私たちの院内においては、資料にある「換気回数を毎時2回以上（30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。）とすること。」を励行することが良いと考えられます。また、空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。と記載がされています。

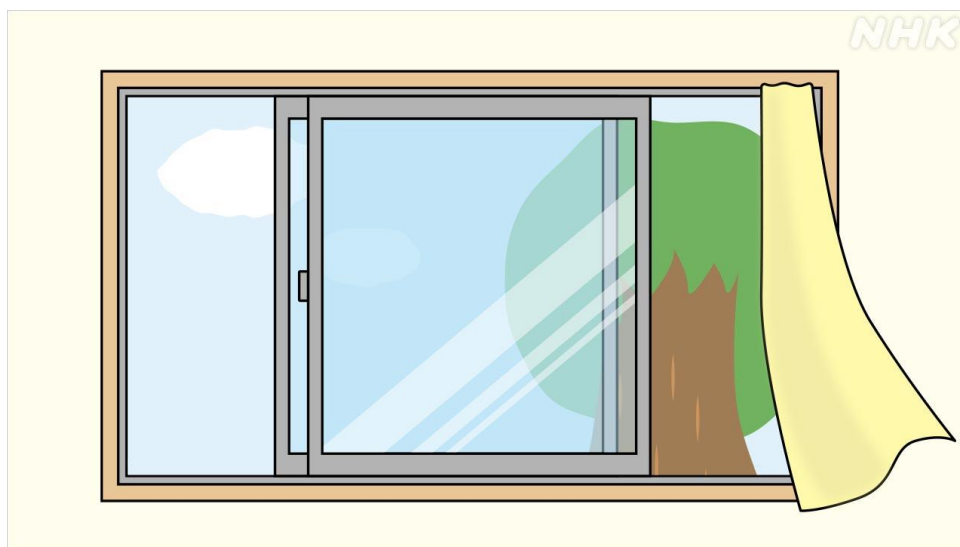
※換気回数とは

換気回数 2 回/時 = 1 時間に 2 度窓を開けることでなく、1 時間にその部屋に入る空気量 (立米) を部屋容積 (床面積 × 天井高 = 立米) で割ったものであり、部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数をいう。

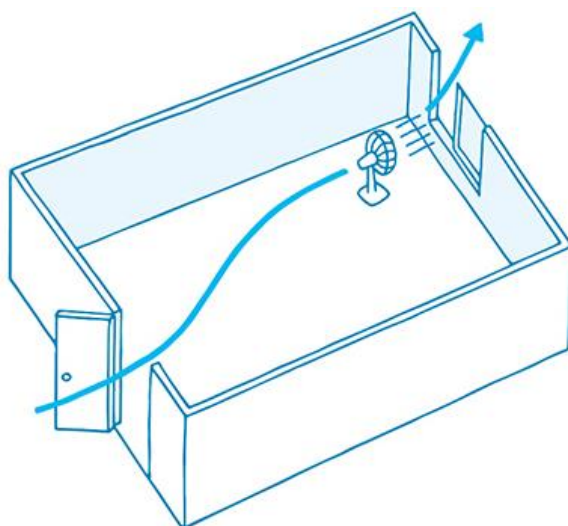
引き違い窓は 2 か所開ける

窓が 1 か所しかない場合には、室内ドアやほかの部屋の窓を開けて風の通り道を作ったり、扇風機などで空気をかくはんしたりすれば、換気ができます。

横にスライドする引き違い窓では窓を真ん中に寄せて、両側を開けると 2 か所から空気を取り込めて効果的だそうです。



換気扇や扇風機などを上手に利用すれば、院内の空気の流れが作れます。



エアコンに負荷をかけ過ぎず電気代の増加にも注意しつつ、工夫を凝らして院内での感染予防を励行ください。 緊急支援事業補助金を利用できる先生方は、換気設備や換気用機器などの導入もお考え下さい。